

トピックス

- 1 . 太陽光発電の適正な導入に向けた林地開発許可制度の見直し
- 2 . しいたけの植菌地を原産地とする表示がスタート
- 3 . 林業従事者が生きがいを持って働ける魅力ある林業へ
~「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」の変更~
- 4 . J-クレジット制度の活用等を通じて森林整備と企業等の脱炭素の取組の好循環を創出
- 5 . 国有林野における樹木採取権制度による事業がスタート

1. 太陽光発電の適正な導入に向けた林地開発許可制度の見直し

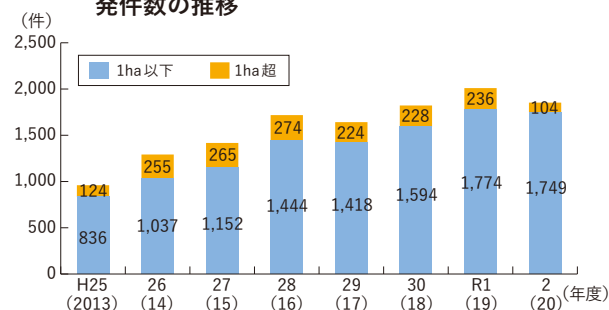
水源の涵養等の公益的機能の発揮が特に要請される森林については保安林に指定して伐採や土地の形質変更を規制し、また、保安林以外の民有林において1haを超える開発を行う場合には林地開発許可制度により都道府県知事の許可が必要となっています。一方で近年、太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発が増加し、災害や景観等への懸念から、地域との共生に向けた制度の見直しを求める声が高まってきました(図表1)。

このため、林野庁では、令和元(2019)年に太陽光発電設備の設置を目的とした開発の特殊性を踏まえ、自然斜面への設置であっても急傾斜地では防災施設を確実に設置することや、地域の景観や周辺地域の環境への影響を踏まえた森林の配置基準の設定など、許可基準の整備を行いました。さらに、令和4(2022)年には、「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」を設置し、当該許可基準整備後の状況について検証・分析等を行いました。林野庁で実施した現地調査等の結果によると、1ha以下の小規模な林地開発全体の中で太陽光発電設備に係るものの割合は約2割であるのに対し、土砂流出等が発生した事例に限るとその割合は約7割と高い値になりました。また、太陽光発電以外の開発面積1haにおける発生割合と同水準となる太陽光発電に係る開発面積は0.57haと試算されました(図表2)。この結果を踏まえ、太陽光発電設備に係る林地開発については、許可が必要とされる面積規模を0.5ha超とすることが適当である等の方向性が示されました。

この提言を受け、林野庁では、令和4(2022)年9月に森林法施行令及び同法施行規則を、同年11月に関連通知を改正し、太陽光発電設備に係る林地開発については、令和5(2023)年4月から規制対象となる開発面積の規模を0.5ha超に引き下げることにしました。これらの見直しは、経済産業省等の関係省庁が共同で立ち上げた「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」が令和4(2022)年10月に取りまとめた提言にも取り入れられています。

林野庁では、森林の公益的機能の発揮と調和した形で太陽光発電設備の適正な導入が図られるよう、引き続き取り組んでいきます。

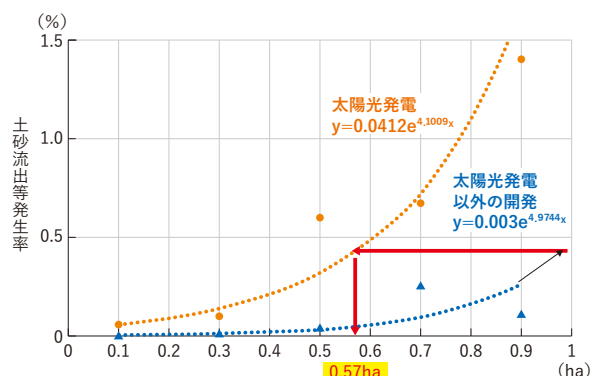
図表1 太陽光発電設備の設置を目的とした林地の開発件数の推移



注：「1ha超」は、各年度の林地開発許可件数(新規許可のみ)。「1ha以下」は、各年度に提出された伐採届のうち、転用目的が太陽光発電である件数(H25にはH24.7～H25.3を含む)。

資料：林野庁治山課調べ。

図表2 小規模林地開発地の面積と土砂流出等の発生割合(太陽光発電とそれ以外の開発との比較)



注：破線は縦軸を対数化して導いた回帰曲線。

資料：林野庁治山課調べ。

→第1章第3節(1)を参照

2. しいたけの植菌地を原産地とする表示がスタート

しいたけは、原木に穴を開けて種菌を植え付け林内等の自然に近い条件で育てる原木栽培と、おが粉にぬか等を混合して固めた培地に種菌を植え付けた菌床を用いて施設内で培養する菌床栽培により生産されています。

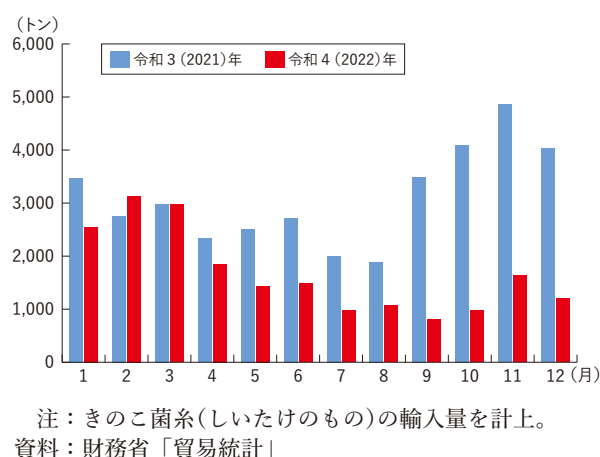
いずれの場合も、原木や菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)と、しいたけを採取した場所(採取地)が異なる場合があります。これまで、しいたけの原産地については採取地を表示することとされてきましたが、近年は、海外で植菌・培養された輸入菌床に由来するしいたけが増えてきており、これと国内で植菌・培養された菌床に由来するしいたけとを消費者が区別できない状況となっていました。

しいたけの栽培管理上、培養初期段階の環境がしいたけの子実体^{*1}の形成に大きな影響を及ぼすため、しいたけの栽培の実態を反映するとともに、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保する観点から、令和4(2022)年3月、消費者庁が「食品表示基準Q&A」を改正し、しいたけについては植菌地を原産地として表示するよう原産地表示のルールを見直しました。ただし、消費者への周知及び事業者の表示切替えの準備のため、生しいたけについては令和4(2022)年9月末まで、しいたけ加工食品については令和5(2023)年3月末までは改正前のQ&Aによる表示ができる経過措置期間としました。これについて、林野庁では、消費者庁、都道府県、全国農業協同組合連合会、流通関係団体等と連携し、しいたけ生産者、流通・加工事業者等への周知を行いました。なお、原産地表示のルールが改正された令和4(2022)年4月以降、海外からのしいたけ菌床の輸入量に減少がみられています(図表)。

一方、生産者等においては、ほだ木^{*2}や菌床に国産材が使用されていることを表示するマークを付す等の取組も進められており、このような一般消費者の選択に資する情報提供により国産しいたけの需要拡大が期待されます。



図表 海外からのしいたけ菌床輸入量(月別)



→第II章第2節(1)を参照

*1 菌類の繁殖器官。菌糸がある程度成長すると、適当な環境の下で子実体を形成する。いわゆる「きのこ」の部分。
*2 原木にきのこの種菌を植え込んだもの。